

事務連絡
令和2年7月22日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その25）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、「検査料の点数の取扱いについて」（令和2年7月22日付け保医発0722第1号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）が改正され、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）が追加されたことに伴い、関連する厚生労働省保険局医療課事務連絡の取扱いについて下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その18）（令和2年5月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「5月22日事務連絡」という。）の一部改正について
 - ・ 5月22日事務連絡中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）並びにSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に改める。
 - ・ 5月22日事務連絡中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び検体検査判断料」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）及び検体検査判断料」に改める。
 - ・ 5月22日事務連絡中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出について実施した微生物学的検査判断料」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びウイル

ス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）について実施した微生物学的検査判断料」に改める。

- ・ 5月22日事務連絡中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する以前に外来等で微生物学的検査判断料を算定した患者」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）を実施する以前に外来等で微生物学的検査判断料を算定した患者」に改める。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その22）（令和2年6月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「6月15日事務連絡」という。）

- ・ 6月15日事務連絡中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）並びにSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に改める。
- ・ 6月15日事務連絡中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び検体検査判断料」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）並びに検体検査判断料」に改める。

以上